

「障害者の権利に関する条約」批准にあたっての見解

2006年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という）の批准が12月4日に国会で承認された。

障害者権利条約は、障害者に基本的人権を保障し、その促進・保護・確保を締約国に義務づける内容となっている。全通研は、わが国の障害者の基本的人権が障害のない人と平等の水準に保障されることと、聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上を強く求めるものである。

わが国におけるろう者の暮らしやすさの保障やそのために必要な手話通訳制度は決して十分とは言えない。

日常生活場面・生命に関わる医療場面、教育や労働の場面・裁判や警察等の司法の場面など基本的人権に関わる場面において、手話を主なコミュニケーション手段とするろう者に十分な情報・コミュニケーション保障がないのが実情である。

法律で必須とされている手話通訳に関する公的制度では、職員として手話通訳者を採用する市町村は全体の30%に満たず、その約9割は非正規職員である。制度の中心は、登録した手話通訳者（平均月収は約13,000円）を派遣する手話通訳派遣事業（全市町村の約75%が実施）であり、命や人権に関わる場面での情報・コミュニケーション保障を担う業務内容の専門性の高さにまったくそぐわない状況となっている。

また、法律上は市町村事業費の2分の1を負担する国の補助金は、「予算の範囲内」という条件があることから、事業実施に熱心な市町村ほど補助金交付額は事業費の2分の1以下になることが多く、事業への積極的な取り組みを後押しするしくみとはなっていない。

さらに必須とはいいながら事業そのものに実施を義務づけるしくみがないことから、上記のとおり全市町村で実施されていない状況である。

障害者権利条約が国連で採択された後、日本国内での適用に必要な国内法の整備が進められ、障害者基本法が改正され、障害者総合支援法及び障害者差別解消法が制定された。しかし、同条約の基本理念である「権利の保障」はこれらの法律には明記されていない。改正障害者基本法において手話は言語として認知されたが、手話の使用は権利としては保障されていないことが実例として挙げられる。

今後は、障害者権利条約の批准を契機として、同条約に基づいて、①ろう者の基本的人権の保障、②手話の使用の保障、③専門的な手話通訳者の配置と身分保障を実現する手話通訳制度の確立、及びこれらを定めた法律の制定が必要である。さらにこれらの施策を実施するための事業費の確保が必要である。

全通研は、これまででもろう者団体等と共に、ろう者の暮らしにくさの解消と社会参加の促進・手話通訳制度の確立・差別法令撤廃、情報・コミュニケーション法（仮称）制定・手話通訳制度の必要性の啓発・ろう者に配慮のある事業や施設建設等の幅広い活動に全国や地域で取り組んできた。これらの活動の中心にあるのは、ろう者の暮らしやすさや手話通訳者の働きやすさが不十分なわが国の現状の改革を求める全国1万人会員の思いである。

私たちは、この思いを持続し、障害者権利条約の内容を踏まえ、聴覚障害者福祉と手話通訳者の社会的地位の向上を目指した取り組みを一層力強く推し進めるものである。

2013年12月10日

一般社団法人全国手話通訳問題研究会理事会